

「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正について

1 趣旨

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下、「法」という。）の一部施行に伴い、定員 18 人以下の通所介護は、「地域密着型通所介護」として、平成 28 年 4 月 1 日に地域密着型サービスへ移行しました。

また、「地域密着型通所介護」のサービス事業の基準等は、他の地域密着型サービスと同様、国が定めたものを勘案して市町村（保険者）が条例で定めるものとされました。

この条例制定は、法の一部施行（平成 28 年 4 月 1 日）から 1 年間は猶予されておりますが、今般、「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に、「地域密着型通所介護」を追加しました。

従いまして、今後、「地域密着型通所介護」の基準は、この条例によることになります。

2 当広域連合で公布・施行した条例

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 30 日条例第 1 号）の一部を改正する条例

3 施行期日 平成 28 年 7 月 29 日

4 基準の概要

福岡県介護保険広域連合で定める各基準は次に記載している内容を除き、国の基準と同じです。

また、国と同様の基準については、基本的に当該規定の国の解釈に準ずることとなります。

なお、「地域密着型通所介護」に関係するのは、下記「5」に記載する（2）～（4）で、福岡県の「通所介護」の基準と同じです。

5 福岡県介護保険広域連合の独自の基準

(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の居室の面積の拡大
(旧) 7.43 m²以上→(新) 9.9 m²以上（条例第 6 条、第 13 条）

内容	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの居室等の面積を定めるもの。具体的な面積は別に規則「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成 25 年 1 月 30 日規則第 1 号）」で定める。
説明	生活様式の変化のほか、介護の重度化、長期化によりベッド、車いすやポータブルトイレを居室内で使用するケースが増加しているため、内法面積として居室面積を 9.9 m ² 以上とします。（規則に委任して制定） 経過措置として、既存の建物及び条例の施行までに地域密着型サー

	ビス運営委員会の答申を受けたものは現行どおりの基準としますが、施行日（平成 25 年 4 月 1 日）以降に増築、改築又は移転する場合は新しい基準が適用されます。 なお、他のサービスについては現行どおりです。
--	--

(2) 災害別に具体的な防災計画の制定（条例第 7 条、第 13 条）

内容	非常災害対策について、火災、風水害、地震等、想定される非常災害に対応できるように具体的に防災計画をたて、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備しなければならない。また、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。
説明	東日本大震災等を踏まえて、火災、風水害、地震等の災害ごとに具体的な防災計画を作成することを義務付けたものです。未作成の場合は速やかに作成し、従業員への周知及び非常災害時の避難、救出等の訓練を行ってください。 特に夜間に利用者が利用している認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては、平成 25 年 2 月の長崎市のグループホームの火災を踏まえて、夜間において職員の人員が少なくなる時間帯の避難、救出等の計画、訓練及び従業員等への周知についても万全を期するほか、非常時における避難誘導等の協力が得られるよう地域住民との連携体制を日頃から構築しておいてください。 防災計画の作成に当たっては、平成 24 年 3 月に福岡県が作成した「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」等を参照してください。

(3) 介護報酬請求に関連する記録の保存期間の延長

（旧）2 年→（新）5 年（条例第 8 条、第 13 条）

内容	整備しておかなければならない記録は、現在の国の基準で規定するものと同じだが、介護報酬請求に関連する記録の保存期間を、そのサービスの提供に係る保険給付支払いの日から 5 年間保管しなければならない。
説明	介護報酬の返還請求権の時効消滅が 5 年間であることから、介護報酬請求に関連する記録の保存期間については、保険給付の支払いの日から 5 年間とすることとしたものです。 その他の記録の保存期間については、現在の国の基準と同様に、記録の完結の日から 2 年間とされています。記録の完結の日とは、当該身体拘束等が終わった日又は苦情若しくは事故が完結した日をいいます。

(4) 暴力団関係者の排除（条例第9条、第13条、第15条、第16条）

内容	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所は、その運営について暴力団関係者の支配を受けてはならない。また、当該事業を行う事業所における使用人は暴力団関係者であってはならない。
説明	暴力団関係者の地域密着型（介護予防）サービス事業運営にかかわることを禁止したものです。 具体的には、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業所は、その運営について暴力団関係者の支配を受けてはならないこと、また、法人、その法人の役員等及び施設を管理する者は暴力団関係者であってはならないこととしています。

6 当広域連合の独自の基準の適用関係

サービス種別 ※介護予防サービスも含む	居室等の 面積	非常災害 対策	記録の整備	暴力団関係 者の排除
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			○	○
夜間対応型訪問介護			○	○
認知症対応型通所介護		○	○	○
小規模多機能型居宅介護		○	○	○
認知症対応型共同生活介護	○	○	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護		○	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）		○	○	○
<u>地域密着型通所介護</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>